

**「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」等（案）
に対するコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方**

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）	ガイドライン
事業性融資の推進等に関する法律	法
金融審議会 事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告（2023 年 2 月 10 日）	金融審 WG 報告書

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	法第 7 条関係（担保目的財産の考え方について）	左記については、担保目的財産の考え方を含めた企業価値担保権制度全体につき、周知を徹底すべきである。また、周知の在り方として、債務者である事業者の信用不安を払拭することを目指すべきである。	御指摘も踏まえ、制度趣旨等の周知・広報を図ってまいりたいと考えております。 なお、金融審 WG 報告書 p37 でも「事業成長担保権については（中略）全く新しい、前向きな資金調達に用いられる担保制度として設計し、これを広く周知・広報していく必要がある。」との提言をいただいております。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
2	法第7条関係（労働契約等における契約上の地位について） 及び 法第89条第3項第3号及び第157条第4項第2号等関係（企業価値担保権の実行に係る労働者とのコミュニケーション）	左記については、例えば、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）における業務委託等、労働者類似の地位を有する者を相手方とする契約にも当てはまる旨を明確にすべきである。	御指摘は、担保法制・倒産法制一般に妥当するものと理解しております。企業価値担保権については、金融審WG報告書p30等においても「基本法令との整合性に留意」することが求められているところ、今後の担保法制・倒産法制一般における議論を注視してまいりたいと考えております。 なお、ガイドラインにおいては、「企業価値担保権の設定及び実行それ自体は、企業価値担保権設定者が締結している他の契約の相手方（商取引の相手方、労働者等）を拘束するものではなく、このことは、企業価値担保権が設定されていない場合と同様である」としており、これはご指摘の業務委託契約等についても妥当する記載となっております。
3	法第7条関係（労働契約等における契約上の地位について）	左記については、ガイドラインp5の「借り手の事業拡大や経営改善等にあたっては～」の記載に関連して、法第20条第2項の「通常の事業活動の範囲」の要件につき、担保権者である金融機関等と債務者との間で当該要件に係る範囲を明確化することを促す方向で、債務者による担保目的財産の使用、収益及び処分に係る基本的な考え方の整理や指針を示すべきである。	御指摘の規定は「債務者による担保目的財産の詐欺的な処分を防ぎつつ、事業者と金融機関のコミュニケーションを促す観点」（金融審WG報告書p16等）に基づいて設計されております。 当該「通常の事業活動の範囲」については、金融審議会でも、企業価値担保権を利用する事業者の事業内容や規模等によって異なり、一律の指針を示すことは適切ではない（例えば「まさに解釈に委ねて、各設定者と事業成長担保権との間の話合いで都度都度応じて決めていくべきところではないかと考えておりまして、デフォルトルールとしての法律の中に決めるお話ではない」等）といった議論を経て、金融審WG報告書がとりまとめられております。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
4	法第7条関係（労働契約等における契約上の地位について）	すでに記載いただいているとおり「企業価値担保権の設定及び実行それ自体は、企業価値担保権設定者が締結している他の契約の相手方（商取引の相手方、労働者等）を拘束するものではなく」、「企業価値担保権の設定そのものにより、労働契約その他の契約や労働条件について、変更が生じるものではない」と理解しており、ご指摘のとおり、「金融機関においては、企業価値担保権が設定されている場合に限らず、借り手に対して取引上の優越的な地位を不当に利用し、労働条件の引き下げ強制を含む、取引の条件又は実施について不利益を与えるような行為を行うことは銀行法令等において禁じられていることに、留意」する必要がある。 これらの点は、企業価値担保権の有無に関わらず、金融機関として留意が必要な事項であると理解しているが、特に企業価値担保権の実行段階において、金融機関に求められる対応に関し、これまで行ってきた通常の融資と企業価値担保権付の融資とを比較して、何か追加的な制約が生じるものではないと理解してよいか確認したい。	ご理解のとおりです。